

商品概要説明書

リフォームローン（三菱UFJニコス保証型・空き家解体型）

（令和3年4月1日現在）

商品名	リフォームローン（三菱UFJニコス保証型・空き家解体型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○該当JAの地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満でかつ、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金使途に含めることができます。</p>
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上10年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定変動選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利をご選択いただいた場合、選択した固定金利期間（3年・5年・10年）によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、JAの店頭でお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。</p> <p>なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額</p>

	<p>の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	○J Aが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済	<p>○ご希望によりJ A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済の種類により借入利率にJ A所定の利率が加算されます。</p> <p>①団体信用生命共済(特約なし)</p> <p>②長期継続入院特約付団体信用生命共済</p> <p>③三大疾病保障特約付団体信用生命共済</p>
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率にJ A所定の利率が加算されます。
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A所定の事務手数料(消費税等含む。)が必要となる場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合はJ A所定の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要となる場合があります。</p> <p>○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合はJ A所定の取扱手数料(消費税等含む。)が必要となる場合があります。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、J Aにお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム</p>

	<p>等により、共同して解決に当ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、J Aおよび J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○本商品は店頭お申込み専用の商品となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aバンク新潟